

令和5年3月定例会

# 産業建設委員会 会議録

3月16日(木)

防府市議会

○日 時 令和5年3月16日(木) 午前10時

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○付議事件

- (1) 議案第32号 令和5年度防府市競輪事業特別会計予算  
議案第35号 令和5年度防府市青果市場事業特別会計予算
- (2) 議案第46号 防府市手数料条例中改正について
- (3) 議案第39号 令和5年度防府市水道事業会計予算  
議案第40号 令和5年度防府市工業用水道事業会計予算  
議案第41号 令和5年度防府市公共下水道事業会計予算

---

○出席委員(8名)

産業建設委員長	安村	政治
産業建設副委員長	吉村	祐太郎
産業建設委員	牛見	航
〃	宇多村	史朗
〃	村木	正弘
〃	森重	豊
〃	山田	耕治
〃	和田	敏明

---

○欠席委員(なし)

---

○委員外議員(6名)

青木	明夫
石田	卓成
河村	孝
久保	潤爾
清水	力志
田中	敏靖

---

○説明のため出席した者

産業振興部長	白井	智浩
--------	----	----

産業振興部次長	國澤	明
産業振興部参事	工藤	康彦（競輪局長）
産業振興部参事	岡田	元子（農林水産振興課長）
土木都市建設部長	石光	徹
土木都市建設部次長	宮本	松典
開発建築指導課長	鴻野	嘉和
開発建築指導課主幹	江島	真治
農業委員会事務局長	國本	勝也
上下水道事業管理者	河内	政昭
上下水道局次長	野村	利明
総務課長	岡本	修一
財務課長	伊藤	浩二
財務課主幹	徳本	修
水道課長	原田	康晴
下水道課長	松崎	豊

---

**○出席書記**

西山 智法

---

午前 10 時 開会

**○安村委員長** おはようございます。ただいまから産業建設委員会を開催いたします。

さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件について審議を行いますので、よろしくお願いたします。

なお、質疑の際は、挙手の上、該当のページ番号をお伝えください。

---

**議案第 32 号令和 5 年度防府市競輪事業特別会計予算**

**議案第 35 号令和 5 年度防府市青果市場事業特別会計予算**

**○安村委員長** 初めに、議案第 32 号及び議案第 35 号の 2 議案を一括議題といたします。

まず、議案第 32 号令和 5 年度防府市競輪事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

**○國澤産業振興部次長** 産業振興部でございます。

それでは、議案第32号令和5年度防府市競輪事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算参考資料の406ページをお願いいたします。

予算規模は、歳入・歳出ともに214億99万5,000円で、令和4年度と比較いたしまして、17億1,326万3,000円の減となっております。これは、競輪場施設整備事業の増があるものの、建て替え工事に伴い、競輪開催回数が減となったことによる売上減が主な要因でございます。

それでは、まず歳出について御説明申し上げます。

408ページをお願いいたします。

1項競輪場管理費の職員給与費以外でございますが、競輪場の既存施設の解体工事を行うとともに、新メインスタンド建設工事及び多目的広場駐車場整備工事に着手することとしております。また、老朽化した審判判定施設についても更新を行います。また、競輪場施設整備基金への積立金と一般会計への繰出金を計上いたしております。

次に、409ページをお願いいたします。

2項競輪開催費につきましては、賞典費、払戻金、各種委託料、交付金などの競輪事業を運営する上で必要な経費を計上いたしております。なお、令和5年度は施設整備に伴う工事中のため、本場開催は玉野競輪場を借り上げて開催します。

次に、410ページをお願いいたします。

上段の1項公債費でございますが、記念競輪の開催時等に必要な資金を借り入れる際の一時借入金の利子を計上いたしております。

歳出は、以上でございます。

次に、継続費でございますが、予算書により御説明いたします。

予算書の534ページをお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、競輪場の施設整備のため、既存施設の解体工事を4年度に引き続き行うものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、予算書の536ページをお願いいたします。

1段目の競輪場施設整備事業（メインスタンド等建設工事）、2段目のホームページ管理運営業務委託、3段目の警備業務委託、飛びまして、8段目の交流ゾーン貸出自転車整備事業及び9段目の競走路ウォークトップ整備事業につきましては、それぞれ令和6年度の限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、4段目のトータリゼータシステム運用業務委託、5段目の映像音声集配信業務委託、6段目の実況・番組制作業務委託及び7段目の車券発売機器賃貸借料につきましては、

競輪本場開催及び場外発売を行う業務等に関する令和10年度までの限度額の設定をお願いするものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

歳入につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきます。

510ページ、511ページをお願いいたします。

上段の1目入場料につきましては、場外開催時の特別入場料でございます。

次に、2段目の1目車券発売金収入につきましては、防府競輪開催時の本場、インターネット投票及び場外場などの車券発売金収入でございます。

次に、512ページ、513ページをお願いいたします。

3段目の1目競輪場施設整備基金繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました競輪場の整備のための解体及び建設等に係る工事費に充当するものでございます。

最後に、514ページ、515ページをお願いいたします。

1目競輪事業債につきましては、競輪場整備のための建設に係る工事費に充当するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○安村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○和田委員 まず、この競輪事業に関しては、長年にわたってすごくいい状況をつくり上げていただいた、まずは執行部の御努力に敬意を表します。

予算そのものにはないのですが、ちょっと要望で、競輪場はせっかくいい整備をされるので、例えば周りの看板であったり、樹木の管理であったり、ガードレール、反射板とか、県道の絡みだとか、そういうところを庁内とまた県とも連携を取って、行き着くまで安全な施設整備をお願いします。これは要望です。

以上です。

○安村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○宇多村委員 おはようございます。歳入のほう、ちょっと昨年と比べて減額の見込みにたしかになっていると思うんです。510ページですか。これはやっぱり、減額の見込みというのは、コロナ禍の関係で売上げがすごく伸びていたというのがあって、その収束に伴うことで減額を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○工藤産業振興部参事 お答えいたします。

5年度の売上げが減収になっておりますのは、先ほども部次長の國澤が御説明いたしましたが、今、競輪場施設改修に伴いまして、本場開催ができない状態にあります。これに伴い、玉野競輪場を借りて来年度は行うところでございますが、他場もいろいろな都合が

ございまして、来年度開催できる日数が、令和4年度当初と比較いたしますと、日数的に4年度が68日のところが5年度は34日、日数的にちょっと引き受けてもらえる日数が限られますので、それに伴う減収でございます。計上しておりますレースについては、4年度並みの売上げを計上しております。

以上です。

○宇多村委員 もう一点ほど教えてください。トータリゼータシステム運用業務委託というのが債務負担行為でありますけど、これ、こういった内容なのでしょうか。教えていただけますか。

○工藤産業振興部参事 このトータリゼータシステムというのは、投票機器の運用、集計、幾ら売り上げ、投票されたかというのを集計したりするシステムでございます。

○宇多村委員 ありがとうございます。

○安村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 ないようですので、次に、議案第35号令和5年度防府市青果市場事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○國澤産業振興部次長 それでは、議案第35号令和5年度防府市青果市場事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算参考資料の431ページをお願いいたします。

予算規模は、歳入歳出とも3,624万8,000円で、令和4年度と比較いたしまして369万2,000円増となっております。本予算につきましては、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図るため、公設市場の管理運営費を計上いたしているものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○安村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○山田委員 青果市場に対しては、一般質問もさせていただきましたが、36万円増、もうちょっと増やしていただきたいと個人的には思っているのですが、やはり今後を見据えたときに、今駐車場も350台のうち約70台ぐらいしか使っていないと。これ、また一般質問が終わって確認にも行ったのですが、とてもきれいに整備はされている中で、職員さんの駐車場も含めた青果市場の管理というところからしたら、職員さんが頻繁に掃除をして今回やられるという話も聞きましたけど、トイレの改修も実はもっと考えてもいいのではないかと個人的には思うわけです、今後の戦略の中で。その辺、執行部の中で、今回一般質問させていただきましたが、ちょっとどういうお考えなのかというのを、もっと次

は予算を増やしてもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡田産業振興部参事 お答えします。

まずは、青果市場の活性化を図るために、施設活用と併せて、施設の利用実態に即した改修などを踏まえた中長期的な改修計画を作成していこうかなと考えております。

以上です。

○山田委員 ありがとうございます。しっかり計画を考えていただきたい。これは戦略なので、本当に活性化するためにどう考えるのかというのは、その市場自体をどう使うのかということにかかってくる。今は、守衛も含めて職員さんがおるときはもうだーだーです、管理されている状態にはなっていないです。私が車で普通に入れますので、だからそういうところも踏まえて今後考えていただきたいということだけは要望させていただきます。ありがとうございます。

○和田委員 山田議員の一般質問を私も聞かせていただいて、ごもつともだなというふうに思っておったのですが、ああいうのは、施設というのは食べ物を取り扱うのですが、保健所の確認とかそういうのはないのですか。

○岡田産業振興部参事 保健所の確認というと、特に毎日ということはございません。

○和田委員 その中で、トイレだとか食品を扱うところについては、我々飲食店もそうですけど、〇ー157とかいろいろ厳しいんです、すごく。毎日チェック表、何十項目とつけているような状況なんです。そういったことは、同じ食品を取り扱って、ここは全然ないということなんですか。

○岡田産業振興部参事 ないということではなく、保健所が毎日確認に来られるとかそういったことはない。そういった中で、卸売業者さんとか関係の職員が、要はせり場の中に入る関係者については、そこは皆さんが厳しく管理をしていくということで回答いたしました。

○和田委員 当然、生野菜なんかで食べる方もおられますので、果物なんかで生でちょっと洗ってみたいな感じで食べられる方もおられるので、やっぱりそういう衛生的なことは早急にやっていただきたいのですが、その計画というのは今からすぐに取りかかるということでもよろしいでしょうか。それだけ聞かせてください。

○岡田産業振興部参事 市場の関係者の方々の御意見を、まずそこから聞き取りに入っていくって、すぐ取りかかりたいと思います。

○安村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 ないようですので、2議案を一括して議員間討議を行います。どなたかご

ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 ないようですので、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第32号及び議案第35号の2議案については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで、産業振興部の皆さんは、一旦御退席していただいて結構です。

---

#### 議案第46号防府市手数料条例中改正について

○安村委員長 次に、議案第46号防府市手数料条例中改正についてを議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○宮本土木都市建設部次長 土木都市建設部でございます。

それでは、議案第46号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

議案書213ページからをお願いいたします。

本案は、建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令等が改正されましたことに伴い、低炭素建築物計画認定等及び建築物のエネルギー消費性能適合性判定等の申請に係る手数料等を定め、及び条文整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国が進める住宅の省エネやCO<sub>2</sub>排出抑制に向け、低炭素建築物等の認定において、従来に比べて簡素化された認定基準が新設されたことや共同住宅または複合建築物に関する認定の申請単位の変更、また建築物の建築許可等において、屋上に省エネに関する設備や再生可能エネルギーに関する設備等を設ける場合に、建築物の高さ制限に係る特例許可が設けられることなどに伴う申請手数料の新設等でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○安村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○宇多村委員 登録住宅性能評価機関が技術審査をするようになっていますが、こちらの技術審査するのは会社になるのですよね。その機関とはどういった……。

○鴻野開発建築指導課長 国の認可を受けた会社が審査するようになります。会社は多数ございます。

○宇多村委員 ありがとうございます。多数と言われましたが、どのように決められるのでしょうか。

○鴻野開発建築指導課長 施主の任意の、通常、建築を代理される建築士、工務店が任意の会社に提出するようになります。

○宇多村委員 よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○安村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 討論を終結して、お諮りいたします。議案第46号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第46号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時22分 開議

議案第39号令和5年度防府市水道事業会計予算

議案第40号令和5年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第41号令和5年度防府市公共下水道事業会計予算

○安村委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第39号令和5年度防府市水道事業会計予算、議案第40号令和5年度防府市工業用水道事業会計予算及び議案第41号令和5年度防府市公共下水道事業会計予算の3議案を一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○野村上下水道局次長 上下水道局でございます。議案第39号水道事業会計予算、議案第40号工業用水道事業会計予算及び議案第41号公共下水道事業会計予算の3議案につきまして、予算書及び予算参考資料により、一括して御説明させていただきます。

初めに、予算書により、3会計の令和5年度の業務予定量等について、主なものについ

て御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

水道事業会計予算の第2条、業務の予定量といたしまして、第1号の給水戸数は、前年度と比較し、218戸増の5万32戸としております。

第2号の年間総給水量は、人口減少や節水型社会の進展に伴い、平成10年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度には1,273万5,000立方メートルとしております。

第4号の建設改良事業では、老朽管の更新や施設更新等の事業費を見込み、10億6,158万8,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算参考資料により御説明いたします。

次の8ページをお願いいたします。

第5条の債務負担行為は、料金収納・検針及び水道施設運転管理等業務委託につきまして、令和5年度で委託期間が満了となりますので、引き続き業務委託を実施するためのもの、水道、工業用水道、公共下水道の3事業に設定しており、水道事業会計分の負担分を設定しております。

次に、39ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計予算の第2条の業務の予定量といたしまして、第2号の年間総給水量は、契約水量である日量1万5,000立方メートルで見込んだ水量としております。

第5条の債務負担行為は、料金収納・検針及び水道施設運転管理等業務委託につきまして、工業用水道事業会計の負担分を設定しております。

次に、65ページをお願いいたします。

公共下水道事業会計予算の第2条の業務の予定量といたしましては、第1号の処理区域内人口は、処理区域の拡大に伴い、前年度と比較し、971人増の8万3,108人としております。第2号の年間総処理水量は、1,189万133立方メートルとしております。第4号の建設改良事業につきましては、管渠施設整備費、処理場施設整備費等の事業費を見込み、19億1,255万3,000円としております。

66ページをお願いいたします。

第5条に定める債務負担行為でございます。表の1行目の料金収納・検針及び水道施設運転管理等業務委託につきましては、水道、工業用水道と同様に、下水道事業会計負担分を設定しております。

2行目の防府浄化センター等包括的維持管理業務委託につきましては、令和5年度で委託期間が満了となりますので、引き続き業務委託を実施するために設定しております。

3行目及び4行目につきましては、この制度を活用して、水洗便所への改造工事をされる方を対象として、毎事業年度設定しているものでございます。

ここからは、予算参考資料により、3会計の財政収支につきまして御説明いたします。

予算参考資料の3ページ、水道事業会計予算集計表をお願いいたします。

収益的収支でございます。表の一番上にお示ししておりますとおり、水道事業収益の総額といたしましては、22億6,752万3,000円を計上しております。2行下の営業収益の給水収益は、水道事業収益の約9割を占めておりますが、使用水量の減少に伴い、給水収益も減少傾向が続いており、前年度の当初及び決算見込みと比較し、減額を見込んでおります。

一方、表の中ほどから下にお示ししております費用でございますが、費用の総額といたしましては、21億3,466万6,000円を計上しております。2行下の営業費用の原水及び浄水費につきましては、電気料金の高騰等を見込み、前年度と比較し、1億920万4,000円の増としております。営業外費用につきましては、支払利息の減を、消費税及び地方消費税の増を見込んでおります。ページの一番下の純利益につきましては、1億1,516万2千円を見込んでおります。

4ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。表の一番上にお示ししておりますとおり、資本的収入の総額といたしましては、6億1,120万7,000円を見込んでおります。内容といたしましては、企業債借入額の減を、国庫補助金、工事負担金の増を見込んでおります。

一方、表の中ほどから下にお示ししております資本的支出でございますが、支出の総額といたしましては、17億5,655万6,000円を計上しております。

2行下の建設改良費の第4期拡張事業費では、上右田唐臼地区ほかを予定しております。その下の建設改良費では、24路線、延長約6.4キロメートルの管路工事や水源地の水質計器更新工事などを見込んでおります。

表の下から5行目にあります資本的収支の差引不足額の11億4,534万9,000円につきましては、その下に補てん財源をお示ししておりますとおり、損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

次に、工業用水道事業会計について御説明いたします。

5ページの予算集計表をお願いいたします。

収益的収支でございます。表の一番上にお示ししておりますとおり、収益の総額といたしましては、1億6,828万4,000円を計上しております。

一方、表の中ほどから下にお示ししております費用の総額といたしましては、1億6,

760万8,000円を計上しております。2行下の営業費用の原水及び浄水費につきましては、電気料金の高騰等を見込み、前年度と比較し、1,085万6,000円の増としております。ページの一番下の純利益につきましては、445万1,000円を見込んでおります。

6ページをお願いいたします。

資本的収支ですが、収入はありませんので支出のみとなります。資本的支出の総額といたしましては、表の上から2行目にお示ししておりますとおり、749万8,000円を計上しております。表の下から4行目にあります資本的収支の差引不足額につきましては、その下に補てん財源をお示ししておりますとおり、全額補填する予定でございます。

次に、公共下水道事業会計について御説明いたします。

7ページの予算集計表をお願いいたします。

収益的収支でございます。表の一番上にお示ししておりますとおり、公共下水道事業収益の総額といたしましては、31億2,167万3,000円を計上しております。2行下の営業収益の下水道使用料につきましては、有収水量の減少により、減収を見込んでおります。すぐ下の他会計負担金及び営業外収益の他会計補助金につきましては、国の通知による繰り出し基準に基づき、計上しております。

一方、表の中ほどから下にお示ししております費用でございますが、費用の総額といたしましては、30億2,448万2,000円を計上しております。ページの一番下の準利益につきましては、825万7,000円を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。表の一番上にお示ししておりますとおり、資本的収入の総額といたしましては、18億7,723万5,000円を計上しております。内容といたしましては、企業債の増を、国庫補助金の減を見込んでおります。

一方、表の中ほどから下にお示ししております資本的支出の総額といたしましては、32億3,872万5,000円を計上しております。

2行下の建設改良費の管渠施設整備費では、市街化区域内の早期整備を目指して事業を進めており、下水道処理人口の普及率は、令和3年度末現在70.7%となっております。普及率の一層の向上を図るため、処理区域内で14工区、総延長5.8キロメートルに加え、マンホールポンプ3か所の整備を進めます。

表の下から5行目にあります資本的収支の差引不足額の13億6,149万円につきましては、その下に補てん財源をお示ししておりますとおり、全額補填する予定でございます。

以上が予算の概要でございます。

上下水道事業を取り巻く経営環境につきましては、施設の老朽化への対応のための費用の増加や、水需要の減少に伴う収益の減少、これに加えて、原油価格、物価の高騰など厳しさを増しております。また、上下水道事業の中において、公共下水道事業につきましては、特に厳しい財政状況となっており、今後も市民の皆様に必要なサービスを提供するためには、使用料の改定が避けられない状況となっておりますことから、下水道使用料の改定へ向けて準備を進めてまいります。改定へ向けては、市議会、市民の皆様へ御説明させていただきながら進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安村委員長 執行部の補足説明に対し、一括して質疑を求めます。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 ないようですので、一括して議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 ないようですので、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安村委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第39号から議案第41号までの3議案については、全員一致で原案のとおり承認されました。

---

## 付託案件以外の質問

### 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について

○安村委員長 次に、付託案件以外の質問通告書が宇多村委員から提出されておりますので、宇多村委員、質問をお願いいたします。

○宇多村委員 このたび、農地法が改正されました。農地法そのものの目的というのは、農地を守って農業振興につなげるというのが本来の目的であるべきものだろうと思うのですが、それが、だんだん規制が緩和されて、4月1日からいろんな条件が緩和されつつあって、この4月1日から施行されるということを基に、資料があるとおりに改正されましたので、それに伴う説明をお願いしたいということで提出させていただきました。よろしく願いいたします。

○**國本農業委員会事務局長** 農業委員会事務局でございます。下限面積要件廃止についての、法改正の趣旨等についての御質問にお答えいたします。

まず、農地法につきましては、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的としております。この農地法では、耕作目的での農地の所有や権利を取得する場合には、農地法第3条の許可を得る必要があります。

そして、許可を得るための要件が定めてあり、その一つが農地の権利を取得するためには、一定の面積以上の経営をする必要があるという下限面積要件です。北海道では2ヘクタール、都府県では50アール、また市町村によってはそれぞれの地域の実情に合わせて面積設定ができるようになっておりまして、防府市の場合は大道地域全域と佐野地域の一部、小島開作、川開作等になりますが、以外の地域については20アールに設定しております。

このように、これまではある程度の規模の農家のほうに農地を集約していくという方針でございましたが、農業者の減少、高齢化が加速的に進んでおり、認定農業者等の担い手だけでは対応し切れなくなっておりますので、そのため経営規模の大小にかかわらず、農業に意欲を持って新規に参入される人材の確保が重要となっておりますので、これらの人材の農地の利用を促進する観点から、今回の法改正で下限面積が廃止されたものでございます。これによりまして、意欲のある多様な人材、例えば半農半Xのような方でも農業に参入しやすくなるのではないかと考えております。

なお、農地の権利取得に関しましては、下限面積以外にも農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に従事すること、周辺の農地の利用に支障がないこと等の要件は引き続き残ります。

農業委員会といたしましては、今回の法改正の趣旨を踏まえながら、他の許可要件についても適正に審査してまいります。

以上でございます。

○**宇多村委員** 執行部の皆さん、ありがとうございました。確かに、農地を取り巻く環境というのが、いわゆる少子高齢化と担い手不足とか、大きな問題を抱えております。厳しいものがあるわけですが、農地は引き続きやっぱり守っていかなくてはいけないというふうに自分は思っておりますので、御説明ありがとうございました。

○**安村委員長** よろしいですか。

○**山田委員** 今の説明の中で、防府市、別段の面積です。市町村によって、大道以外とかいう話ですけど、大道はどうなのか。何ぼなの。

○**國本農業委員会事務局長** 大道につきましては50アールで、大道と小島開作とか佐野の一部の地域は50アール、それ以外が20アールというふうにしております。

○**山田委員** ありがとうございます。では、大道、佐野の一部は50アールということですね。分かりました。ありがとうございます。

農地を増やしていくという、今4月1日から大きく変わっていくのですが、毎年1回の総会で審議をしていくという話です。農業委員会自体で今、農地転用をする場合、どうしようもできない所を農地転用する、例えば今私もやっている、雑種地にしたいと言ったら、これ、年3回の審議の中でやって、2回か3回か。ごめん、ちょっと教えて。

○**國本農業委員会事務局長** 農地転用等の許可の総会につきましては、月例総会という毎月総会をやっております。今、山田議員がおっしゃった年に2回、3回というのは、多分、農用地の除外の関係になります。これはまた農林水産振興課のほうで担当しておりますので、農用地に入っていれば、除外をした後に転用の許可という形になります。だから、農業委員会では、転用等の許可案件については毎月、下限面積の別段の面積については年1回やるようになっていくということ、年1回としております。

以上でございます。

○**山田委員** 分かりました。すみません、了解です。しっかり農業も支えていかなければいけないので、この辺は。ただ、こういうことは情報展開というのがなかなかそこに特化した人しか知らないというのもあって、今からこうやってやるのに、あ、法律が変わったんだと。宇多村委員が言ってくれたので、こうやって4月1日から変わるんだという話も分かる人もいらっしゃると思うので、できるだけ情報発信はしていただければというふうに思います。

以上です。

○**安村委員長** ほかにございませぬか。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○**安村委員長** 以上で、付託案件以外の質問については終了いたします。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件についての審査を終了いたします。

---

#### 閉会中の継続調査

○**安村委員長** 閉会中審査については、今までとおりでよろしいですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり) よろしいです。

それでは以上で、産業建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時42分 閉会

---

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年3月16日

防府市議会産業建設委員長 安村 政治